

大和町よしおか放課後児童クラブ増築工事  
設計業務公募型プロポーザル募集要項

令和8年6月

宮城県大和町 子ども家庭課

## 1. 公募の概要

### (1) 公募の趣旨

吉岡小学校区の放課後児童クラブは、吉岡児童館、よしおか放課後児童クラブの2か所で実施しているが、保護者共働き世帯の増加などを背景に利用ニーズが高く、利用対象を4年生までに制限しながら実施しているほか、小学校からの移動距離が近い、よしおか放課後児童クラブの利用希望は定員を上回る状況となっています。

こうした課題への対応に加え、放課後児童クラブ利用児童の施設までの安全な移動、移動時間の軽減を図り、利用対象を6年生までに拡大するために必要な面積を確保できる建物を整備する方針といたしました。

放課後における子どもの安全・安心な居場所の確保と児童の健全育成の一層の推進を図るため、その整備に係る設計業務の発注にあたり、広く企画提案を募集し、最も適切な者を当該業務の受託候補者として選定することを目的とします。

## 2. 業務の概要

### (1) 業務名

令和8年度大和町よしおか放課後児童クラブ増築工事設計業務

### (2) 業務内容

大和町よしおか放課後児童クラブ増築工事に係る基本設計・実施設計業務等

### (3) 履行期間

契約締結の翌日から令和9年3月31日まで

### (4) 設計業務委託費の上限額（提案上限額）

27,129,300円（消費税を含む）

## 3. 増築計画の概要

### (1) 建設予定地

大和町吉岡字権現堂12番地

### (2) 敷地面積

3,337.31㎡（うち、増築可能検討範囲約1,000㎡）

### (3) 建物用途・概要

児童厚生施設（児童福祉法第6条の3第2項に基づく放課後児童健全育成事業を実施するための施設。）

## 4. 業務実施上の条件

### (1) 業務実施上の条件

「大和町よしおか放課後児童クラブ増築工事設計に係る与条件および提案に関する事項」のとおりとします。

なお、本設計後の増築工事については、子ども・子育て支援施設整備交付金を活用して整備する予定です。

## 5. 応募の要件等

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 8 年度大和町入札参加資格を有している者であること。
- (3) 募集開始から受付締め切りまでの日において、大和町建設工事入札参加業者等指名停止要領に基づく指名停止の処分を受けていないこと。
- (4) 応募事業者の役員等で、破産者及び禁錮以上の刑に処された者がいないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく、更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく、再生手続開始の申立てがされていないものであること。
- (6) 応募事業者の役員等（就任予定者を含む。）が大和町暴力団排除条例（平成 25 年大和町条例第 6 号）第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団員等ではないこと。
- (7) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

## 6. 公募型プロポーザル実施スケジュール

内 容	日 時 等
プロポーザルの公告	令和 8 年 6 月 9 日（火）
現地見学会	令和 8 年 6 月 1 8 日（木）午前 1 0 時
質問受付期間（受付はメールのみ）	令和 8 年 6 月 1 0 日（水）～6 月 1 9 日（金） ※閉庁日を除く、午前 9 時から午後 5 時まで
質問回答公表（最終）	令和 8 年 6 月 2 3 日（火） ※受け付けたものから随時公表します。
参加表明書の受付期間	令和 8 年 6 月 1 0 日（水）～6 月 2 4 日（水） ※閉庁日を除く、午前 9 時から午後 5 時まで
企画提案書の受付期間	令和 8 年 7 月 9 日（木）～7 月 1 5 日（水） ※閉庁日を除く、午前 9 時から午後 5 時まで
プロポーザル審査（二次審査） プレゼンテーション・ヒアリング	令和 8 年 7 月 2 2 日（水） ※予定 企画提案のあった事業者へお知らせします。
審査結果の公表（通知）	令和 8 年 7 月 2 4 日（金）
契約締結	受託候補者と調整のうえ、町規則に基づく必要な手続きを経て契約。

※参加表明者が多数の場合、一次審査（書類審査）を行うことがあります。

本プロポーザルの関係資料は、本町ホームページで交付します。

【ホームページリンク】 紙媒体での交付は行いません。

<https://www.town.taiwa.miyagi.jp/soshiki/kodomokatei/hoikushien/4848.html>

## 7. 現地見学会に関する事項

### (1) 日時・場所

令和8年6月18日（木）午前10時 大和町よしおか放課後児童クラブ現地

### (2) 申込方法

令和8年6月16日（火）午後5時までメールにて申し込むこと。

※メール件名を「大和町よしおか放課後児童クラブ現地見学」とし、会社名と出席者を本文に入力願います。

### (3) 留意事項

現地見学会への参加は任意とします。敷地現状の把握は各事業者の責任の範囲内で行うものとします。

## 8. 質問に関する事項

### (1) 質問の範囲

募集要項および特記仕様書、与条件等の内容に関する質疑、または現地見学会で把握したものに限り、提案の方法や評価に直結する事項については回答いたしません。

### (2) 提出方法

大和町よしおか放課後児童クラブ増築工事設計業務に係る質問書（様式9）により電子メールで提出すること。

### (3) 回答方法

質問に対する回答は、質問者へ電子メールで回答するとともに、その内容を大和町ホームページにて公表します。ただし、質問者の特定につながる可能性のあるものは、その内容を伏せて公表します。

## 9. 参加表明に関する事項

### (1) 参加表明の提出について

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、次のとおり書類を提出すること。

なお、副本には会社名等を記載しないこと。

様式番号	書類名	提出部数	備考
様式1	参加表明書	正本1	
様式2	事業者概要書	各 正本1 副本10	
様式3	業務実績書		
様式4	管理技術者の経歴等		
様式4-1	予定担当者の経歴等		
様式5	協力事業所の名称等		該当する場合のみ

### (2) 提出期限等

令和8年6月24日（水）午後5時まで 持参または郵送（必着）とします。

## 10. 企画提案に関する事項

### (1) 企画提案書について

プロポーザルは設計業務における具体的な取り組み方法等について提案を求めるものであり、具体的な内容や成果品の一部となりうる図面等の作成や提出を求めるものではありません。「大和町よしおか放課後児童クラブ増築工事設計に係る与条件および提案に関する事項」のテーマに沿った提案内容とし、具体的な設計作業は、提案を仕様書に反映させ、受注者と協議の上で開始します。

### (2) 企画提案書の提出について

企画提案については、次の書類を提出すること

また、提案は文章での表現を原則とし、文章を補完するために視覚的表現を用いる場合は必要最低限な範囲（イラスト、イメージ図、簡単なゾーニング）とすること。

なお、企画提案書等の提出書類には、提案者の名称（社名、ロゴ等）や、提案者を特定できる記述は記載しないこと。記載が必要な箇所については、「●●」の表記に置き換えること。

様式番号	書類名	提出部数	備考
様式6	業務実施方針および手法	各	
様式7	企画提案書	正本1 副本10	任意様式可
様式8	見積書		別途任意様式添付

### (3) 提出期限等

令和8年7月15日（水） 午後5時まで 持参または郵送（必着）とする。

## 11. 審査について

### (1) 選定の手順

提出書類による審査およびプレゼンテーションにより選定する。なお、応募事業者が多数（概ね5者以上）の場合は、一次審査（書類審査）を行うものとする。

### (2) 日時・内容等

#### ①一次審査（応募事業者が多数の場合のみ実施。書面審査）

令和8年6月下旬実施。結果は7月上旬に通知する。

#### ②二次審査

令和8年7月22日（水）予定

詳細は一次審査を通過した事業者へ別途通知する。

#### ③審査の内容

プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度

会場にはHDMI接続可能な大型モニターを用意する。プレゼン用PC等は各事業者が持参すること。

#### ④出席者：1事業者3名以内とする。

### (3) 審査方法

本町において審査委員会を設置し、別表「大和町よしおか放課後児童クラブ増築工事設計業務プロポーザル審査採点表」に基づき評価を行う。一次審査を実施する場合は、参加表明時の提出書類を、別表「大和町よしおか放課後児童クラブ増築工事設計業務一次評価採点表」に基づき評価し、二次審査進出者を決定する。

#### (4) 選定結果

応募のあった事業者に書面により通知するとともに、大和町ホームページにて受託候補者を公表する。

### 1 2. 契約に関する事項

#### (1) 契約の締結

受託候補者と大和町の間で、提案内容を協議・調整し、仕様を確定した上で契約を締結する。なお、契約締結や支払い条件等については大和町財務規則の規定による。

### 1 3. その他

- (1) 選定後に受託候補者が辞退するなどして、本町に損害が生じた場合にはその費用の賠償を請求します。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合は、選定の取り消しまたは失格とします。
- (3) 書類の提出後において、その内容の変更、差替えは認めません。
- (4) 企画提案書作成、提出等参加に要する経費等は、全て参加者の負担とします。
- (5) 提出された書類は、選定作業などの必要な範囲において、複製を作成する場合があります。
- (6) 提出された書類の著作権は、応募事業者に帰属します。ただし、本案件に係る情報公開請求があった場合は大和町情報公開条例に基づき提出書類を公開することがあります。
- (7) 提出された書類は返却しません。

本件に係る問い合わせ先

大和町子ども家庭課 保育支援係

〒981-3680 黒川郡大和町吉岡まほろば1丁目1番地の1

TEL : 022-345-7503 (直通) FAX : 022-345-7240

メール : [kosodate@town.taiwa.miyagi.jp](mailto:kosodate@town.taiwa.miyagi.jp)